

「新型コロナ」と診断された方へ

新型コロナウイルス感染症は、令和6年4月以降、通常の医療提供体制になりました。必要に応じてかかりつけ医など関係機関にご相談ください。また、下記の情報をご活用ください。

療養機関（外出を控える期間）の考え方について

療養期間は、季節性インフルエンザと同様に個人の判断になります。以下の情報を参考にご検討ください。同居家族の方などで、発症していない場合は、ご自身の体調に注意して、お過ごしください。

国が示している考え方（目安）

0日目（発症日）	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
陽性者	外出を控えることを推奨									
	不織布マスクの着用、ハイリスク者との接触を控えるよう配慮									
同居家族	自身の体調に注意									
	不織布マスクの着用、ハイリスク者との接触を控えるよう配慮									

- 発症後5日間は他の方に感染させるリスクが高いため、外出を控えることが推奨されます。（発症日が0日目）
- 5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間ほど経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨されます。
- 10日目が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者などハイリスク者との接触は控え、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。



熊本県内の医療機関の情報確認

窓口	ホームページ
医療情報ネット	https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp 

夜間・休日の救急に関する相談

窓口	対応可能な相談内容	電話番号	受付時間
救急安心センター事業	15歳以上の方の救急（応急処置、受診可能な医療機関）に関する相談	#7400 (03-6730-5996)	19時～翌朝8時
子ども医療電話相談事業	15歳未満の方の小児救急（応急処置、受診可能な医療機関）に関する相談	#8000 (096-364-9999)	平日 / 19時～翌朝8時 土曜 / 15時～翌朝8時 日曜・祝日 / 8時～翌朝8時

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

窓口	電話番号	受付時間
新型コロナウイルス感染症電話相談窓口（厚生労働省）	0120-565-653	9時～21時

※新型コロナウイルス感染症と診断された方の体調急変時等の相談窓口である、「健康相談専用ダイヤル」は令和6年3月31日をもって終了しております。